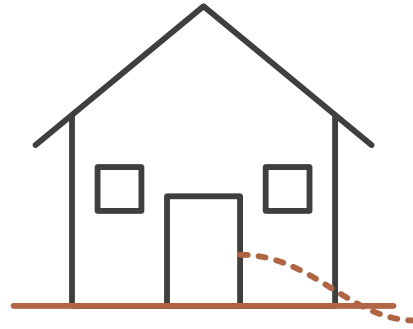


JIKKA KARTE

実家のカルテ



急がなくて大丈夫です。

まず、家のことを書き出すところから。

家

住所

	記入した日	書いた人	一緒にいた人
1回目			
2回目			
3回目			

使い方

- 1 一度に全部書かなくてかまいません。わかる欄からで十分です。
- 2 帰省のときなど、親子で一緒に開いてください。書きながら聞いた話が、いちばんの記録になります。
- 3 わからない欄には「わからない」と書いてください。それも次に調べることがわかる、大事な情報です。
- 4 何を残すか、家をどうするかは、このカルテでは決めなくていいものです。決めるのは、もっと後でかまいません。

個人情報が入ります。家族で決めた場所に保管してください。通帳・カードの番号、暗証番号、パスワードは書かないでください。

01 この家と、この家の人

住んでいる人・住んでいた人

名前	続柄	住んでいた頃	いまの様子・メモ

いざというときの連絡先

相手	名前	電話	メモ
親族			
親族			
よく話すご近所の人			
町内会・自治会			
かかりつけの病院			
お寺（菩提寺）・神社			
ケアマネジャー・地域包括支援センター			
その他			

この家について聞いてみたいこと

答えは下の欄に。話が広がったら、そのまま聞いてください。

・この家に来たのはいつ頃？ どうしてここに？

・この家でいちばん覚えている季節や行事は？

02 家の状態と、続いている契約

家	☐ 持ち家 ☐ 借家 ☐ マンション ☐ わからない
家の名義の人	
土地の名義の人	家と同じ / 別の人 () / 借地 / わからない
建てた頃・買った頃	
権利証・登記の書類	ある場所：
鍵	本数と、持っている人・置き場所：
気になっている所	雨もり、傾き、庭木、ブロック塀、ご近所から言われたことなど

続いている契約・支払い

会社名と契約している人がわかれば十分です。番号やパスワードは書かないでください。

種類	会社・窓口	契約している人	メモ（引き落とし口座の銀行名など）
電気			
ガス			
水道			
電話・インターネット			
携帯電話			
新聞・定期購入・生協			
介護・配食などのサービス			
町内会費・お寺への納め物			
火災保険・地震保険			
固定資産税の通知			届く時期・届く宛先
その他			

03 部屋ごとの持ち物

決めるためではなく、いま「どう思っているか」を残す表です。親と子で印の色を変えると、違いがわかります。

場所	主な物	残したい	託したい	手放していい	まだわからない
玄関		☐	☐	☐	☐
居間		☐	☐	☐	☐
台所		☐	☐	☐	☐
寝室		☐	☐	☐	☐
和室・仏間		☐	☐	☐	☐
押し入れ・納戸		☐	☐	☐	☐
2階		☐	☐	☐	☐
物置・蔵		☐	☐	☐	☐
庭・ベランダ		☐	☐	☐	☐
車庫・車		☐	☐	☐	☐
		☐	☐	☐	☐
		☐	☐	☐	☐

「手放していい」は、捨てるという意味ではありません。使ってくれる人に渡す、買い取ってもらう、地域の催しで次の人へ、という道もあります。

04 託したい物と、家の記憶

大事にしている物

物	ある場所	由来・思い出	行き先の希望
			家族 / 地域 / 寄付 / まだ
			家族 / 地域 / 寄付 / まだ
			家族 / 地域 / 寄付 / まだ
			家族 / 地域 / 寄付 / まだ

写真・アルバム・手紙

ある場所 _____

誰が持っておく？ _____

地域にゆかりのある物

祭りや地蔵盆の道具、町内の古い写真、店や仕事の道具など

家の話を聞いてみる

写真を見ながらだと、話が出てきやすくなります。つらそうなときは、無理に続けなくてかまいません。

- ・この家で、いちばん人が集まったのはどんな日？

- ・この家の物で、誰かに使ってもらえたらうれしい物は？

- ・この家やまちについて、子や孫に覚えておいてほしいことは？

05 家のこれからと、相談先

いま思っている家のこれから

☐ 家族の誰かが住む ☐ 貸す ☐ 売る ☐ 地域場として使ってもらう ☐ まだ決めない

気になること _____

片付けを業者に頼む前の5つの確認

- ☐ 家庭の物を運ぶ「一般廃棄物収集運搬業」の許可番号を聞いた（または許可業者との提携の説明を受けた）
 - ☐ 料金の目安と、追加料金がかかる条件を確かめた
 - ☐ 内訳のある見積書を書面で受け取り、ほかの業者とも比べた
 - ☐ キャンセル料がいつから・いくらかかるかを確かめた
 - ☐ 捨てないでほしい物を伝え、買取額は見積もりと別にも書いてもらった
- くわしくは「家じまいを頼む業者の基準」をご覧ください。

京都で相談できるところ

窓口	こんなときに	連絡先
京都市消費生活総合センター	業者との契約や料金で困った・迷った	075-366-1319（平日9～17時） 土日祝は 188（消費者ホットライン）
京都市 空き家相談窓口	空いた家の活かし方・管理の相談	075-231-2323
地域の空き家相談員	市の研修を受けた地域の不動産事業者に、原則無料で相談	京都市の名簿から選んで直接連絡
区の社会福祉協議会	暮らしの困りごと・見守り	
地域包括支援センター	親の介護・ひとり暮らしの心配	
お寺（菩提寺）	仏壇・お焚き上げ・供養	

相談したこと・次にすること

連絡先は2026年10月時点の京都市の公開資料によります。変わることがあるので、最新は京都市の公式サイトでご確認ください。
相続・契約・税の判断は、専門家や公的窓口にご相談ください。